

障発1128第2号
こ支障第416号
令和7年11月28日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令及び児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号）の一部が令和7年12月1日に施行されることに伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令」（令和7年内閣府・厚生労働省令第12号）及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第100号）が本日公布されたところです。

命令及び内閣府令の内容は別添1から別添3のとおりですので、御了知の上、必要に応じて関係団体、関係機関等に周知願います。

別添1 官報

別添2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の内容

別添3 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の内容